

未適用会計基準等の注記、税との関係等

新リース会計基準の概要と 今期決算における留意点

PWC Japan 有限責任監査法人
公認会計士

宮治 哲司

【この章のエッセンス】

- 2024年9月に公表された企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」は2025年3月期の早期適用はできず、未適用の会計基準等の注記の対象となる。
- 新リース会計基準の翌期以降の適用に向け、現行のリース会計基準と取扱いが異なる点について会計上および税務上双方の影響を把握する必要がある。
- 現行のリース会計基準で求められる開示が適切に行われているかどうかについても確認が必要である。

はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2024年9月13日に企業会計基準34号「リースに関する会計基準」（以下、「会計基準」という）、企業会計基準適用指針33号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、「適用指針」とい）、会計基準と合わせて「新リース会計基準」という）および関連する会計基準等の改正（以下、新リース会計基準と合わせて「新リース会計基準等」という）を公表した。新リース会計基準の大きな目的の1つは、借手のすべてのリースについて資産および負債を計上するIFRS 16号「リース」（以下、「IFRS 16号」という）などの国際的な会計

基準との整合性を図ることである。新リース会計基準等は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用されるときに、2025年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から早期適用することができる。すなわち、2025年3月期の決算では新リース会計基準等を適用することはできず、未適用の会計基準等に関する注記の定め（企業会計基準24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」22―2項）の対象となるのみである。そのため、本章では新リース会計基準等の適用に伴う未適用の会計基準等に関する注記に影響が大きいと考えられる分野として、次の3点について解説を行う。

- ・リースの識別
- ・借手のリース期間
- ・借手の会計処理

また周辺制度の整備の状況として、新リース会計基準等の公表を受けて金融庁が2024年12月24日、法務省が2025年2月5日にそれぞれ公表した「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等（以下、「内閣府令（案）」等）、および「会社計算規則の一部を改正する省令案（以下、「省令案」という）」ならびに、政府が2025年2月4日に国会に提出した令和7年度法制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律案」（以下、「令和7年度法制改正法案」という）のうち、新リース会計基準等の公表に伴う税制の整備についても紹介する。

本章で取り上げる内容は紙幅の関係で新リース会計基準等の内容および考えられる影響を網羅するものではないため、新リース会計基準等の適用の影響の検討にあたっては新リース会計基準等の原文および設例を確認いただきたい。また、内閣府令（案）等、省令案および令和7年度